



佐賀県公報

平成18年
3月31日
(金曜日)
号外第16号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

規 則

◎附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則 (五六・職員課) 二

◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (五七・) 二

◎佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (五八・財務課) 二五

◎佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 (五九・税務課) 二六

◎佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (六〇・会計課) 二六

◎電子計算組織による給与支払事務等処理規則の一部を改正する規則 (六一・) 二七

◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則 (六二・) 二七

公布された規則のあらまし

◎附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則(規則第五六号)

1 報酬日額を九、五〇〇円に改定するとともに、佐賀県職員給与条例に規定する給料表の級構成の変更に伴い所要の改正を行うこととした。(別表関係)

2 佐賀県障害者介護給付費等不服審査会条例の制定に伴い、障害者介護給付費等不服審査会委員の報酬及び費用弁償の額を定めることとした。(別表関係)

3 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(規則第五七号)

1 給料表の級構成及び号給構成を改めるとともに、給料月額を改定すること

とした。(別表第一関係)

2 昇格の場合の号給の決定は、一般職員の例によることとし、この場合における号給は現業職給料表昇格時号給対応表に定める号給とすることとした。(第七条及び別表第五関係)

3 職員の昇給は、一般職員の例により、当該日前一年間の勤務成績に応じて行うものとし、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすること等とした。(第八条関係)

4 給料の調整額の調整基本額を改定すること等とした。(第一〇条及び別表第七関係)

6 その他所要の改正を行うこととした。

7 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

8 所要の経過措置を定めることとした。

9 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について所要の改正を行うこととした。

◎佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五八号)

1 土質試験、骨材試験、コンクリート試験、石材試験及びアスファルト試験に係る区分及び手数料の額について改正することとした。(別表関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第五九号)

1 産業廃棄物税納入・納付申告書及び修正申告書の記載方法について、所要の改正を行うこととした。(様式関係)

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第六〇号)

1 次に掲げる条例が改正されたこと等に伴い、引用条項の改正を行うこととした。(第五条及び別表関係)

(1) 佐賀県手数料条例

(2) 佐賀県屋外広告物条例

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

2 危険な動物の飼養及び保管に関する条例が廃止されることに伴い、同条例に係る規定を削ることとした。

3 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(2)に係る部分については平成一八年四月一日から、1の(3)に係る部分については同年五月一日から、2については同年六月一日から施行することとした。

○電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則(規則第六一号)

1 職員の給与のうち調整手当が廃止され、新たに地域手当が設けられたことに伴い、語句の改正を行うこととした。(第二条関係)

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○佐賀県財務規則の一部を改正する規則(規則第六二号)

1 副課長の専決事務を追加することとした。(第三条の二関係)

2 かいに対する予算配当を行うことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第二六条、第三二条、第三三条、第三五条、第三六条及び様式関係)

3 資金前渡をすることができる経費に、即時現金支払をしなければ契約し難い役務の提供に要する経費を加えることとした。(第七〇条関係)

4 前金払をすることができる経費に、有線テレビジョン放送の受信料を加えることとした。(第七九条関係)

5 道路交通法に基づき徴収する放置違反金の仮納付金を、歳入歳出外現金として整理することとした。(第一三二条関係)

6 その他所要の改正を行うこととした。

7 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○規則

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第五十六号

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和三十一年佐賀県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表(情報公開・個人情報保護審査会委員の項を除く。)中「一〇、二〇〇円」を「九、五〇〇円」に、「行政職八級」を「行政職六級」に改め、同表中

「情報公開・個人情報保護審査会委員 一〇、二〇〇円 行政職八級」を

「情報公開・個人情報保護審査会委員 九、五〇〇円 行政職六級」に

「障害者介護給付費等不服審査会委員 九、五〇〇円 行政職六級」を

改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第五十七号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和三十七年佐賀県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「給料月額」を「号給」に、「用いる特定号給は、特定号給表(別表第五)に定める号給」を「おけるその者の号給は、現業職給料表昇格時号給

対応表（別表第五）に定める号給」に改める。

第八条を次のように改める。

（昇給）

第八条 職員の昇給は、一般職員の例により、当該日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とすることを標準として一般職員の例により決定するものとする。

3 五十七歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後の最初の四月一日以後の前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、「二号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第十条第三項中「調整基本額」を「調整基本額（その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改める。

第十一条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第2条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	120,200	171,200	194,800	247,700	279,700
	2	121,100	172,700	196,200	249,100	281,600
	3	122,000	174,200	197,600	250,500	283,500
	4	122,900	175,700	199,000	251,900	285,400
	5	123,900	177,100	200,500	253,100	287,300
	6	124,900	178,600	202,000	254,400	289,200
	7	125,900	180,100	203,500	255,700	291,100
	8	126,900	181,600	205,000	257,000	293,000
	9	127,700	183,100	206,500	258,100	294,700
	10	128,700	184,400	208,100	259,400	296,500
	11	129,700	185,700	209,700	260,700	298,300
	12	130,700	187,000	211,300	262,000	300,100
	13	131,500	188,400	212,700	263,100	301,700
	14	132,500	189,600	214,400	264,300	303,400
	15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100
	16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800
	17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400
	18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100
	19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,800
	20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500
	21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000
	22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500
	23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,000
	24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500
	25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,100
	26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600
	27	148,100	206,200	233,700	279,100	324,100
	28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600
	29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200
	30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500
	31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800
	32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100
	33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400
	34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700
	35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000
	36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300
	37	164,200	219,200	247,600	289,700	337,600
	38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900
	39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200
	40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500
	41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700
	42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900
	43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100
	44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300

	45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400
	46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500
	47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600
	48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700
	49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900
	50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900
	51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900
	52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900
	53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900
	54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800
	55	189,000	240,600	270,000	306,100	357,700
	56	190,100	241,600	271,200	306,900	358,600
	57	191,200	242,700	272,200	307,700	359,500
	58	192,300	243,700	273,300	308,500	360,400
	59	193,400	244,700	274,400	309,300	361,300
	60	194,500	245,700	275,500	310,100	362,200
再任用職員以外の職員	61	195,600	246,700	276,600	310,700	363,100
	62	196,600	247,600	277,700	311,400	364,000
	63	197,600	248,500	278,800	312,100	364,900
	64	198,600	249,400	279,900	312,800	365,800
	65	199,400	250,400	281,000	313,500	366,500
	66	200,300	251,200	281,900	314,100	367,100
	67	201,200	252,000	282,800	314,700	367,700
	68	202,100	252,800	283,700	315,300	368,300
	69	203,000	253,600	284,600	316,000	368,800
	70	203,700	254,200	285,400	316,500	
	71	204,400	254,800	286,200	317,000	
	72	205,100	255,400	287,000	317,500	
73	205,900	255,900	287,900	317,800		
74	206,700	256,400	288,700	318,300		
75	207,500	256,900	289,500	318,800		
76	208,300	257,400	290,300	319,300		
77	208,900	258,000	291,100	319,600		
78	209,600	258,500	291,700	320,000		
79	210,300	259,000	292,300	320,400		
80	211,000	259,500	292,900	320,800		
81	211,700	259,900	293,400	321,300		
82	212,400	260,200	294,000	321,700		
83	213,100	260,500	294,600	322,100		
84	213,800	260,800	295,200	322,500		
85	214,500	261,200	295,700	322,900		
86	215,200	261,600	296,300	323,300		
87	215,900	262,000	296,900	323,700		
88	216,600	262,400	297,500	324,100		
89	217,200	262,600	297,900	324,400		
90	217,800	263,000	298,400	324,800		
91	218,400	263,400	298,900	325,200		
92	219,000	263,800	299,400	325,600		

93	219,500	264,200	299,900	325,900	
94	220,000	264,600	300,400	326,300	
95	220,500	265,000	300,900	326,700	
96	221,000	265,400	301,400	327,100	
97	221,600	265,600	301,800	327,400	
98	222,100	265,900	302,300	327,800	
99	222,600	266,200	302,800	328,200	
100	223,100	266,500	303,300	328,600	
101	223,700	266,900	303,700	328,900	
102	224,300	267,200	304,100		
103	224,900	267,500	304,500		
104	225,500	267,800	304,900		
105	225,900	268,100	305,300		
106	226,400	268,400	305,700		
107	226,900	268,700	306,100		
108	227,400	269,000	306,500		
109	227,800	269,300	306,900		
110	228,300	269,600	307,300		
111	228,800	269,900	307,700		
112	229,300	270,200	308,100		
113	229,800	270,500	308,400		
114	230,300	270,800	308,800		
115	230,800	271,100	309,200		
116	231,300	271,400	309,600		
117	231,700	271,700	309,900		
118	232,100	272,000	310,300		
119	232,500	272,300	310,700		
120	232,900	272,600	311,100		
121	233,300	272,800	311,400		
122		273,100	311,800		
123		273,400	312,200		
124		273,700	312,600		
125		273,800	312,800		
126		274,100	313,200		
127		274,400	313,600		
128		274,700	314,000		
129		274,800	314,200		
130		275,100	314,600		
131		275,400	315,000		
132		275,700	315,400		
133		275,800	315,600		
134		276,100			
135		276,400			
136		276,700			
137		276,800			
再任用職員	192,700	204,200	226,400	247,700	279,700

別表第二中

3級	相当高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
5級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
6級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務

を

3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
5級	主任又は副主任の職務

に改める。

別表第四中

1級6号給
1級4号給
1級6号給から1級14号給まで
1級2号給から1級10号給まで

を

1級17号給
1級9号給
1級17号給から1級49号給まで
1級1号給から1級33号給まで

に改め、同表の備考第三項の表中

1級15号給から1級20号給まで
1級21号給及び1級22号給
1級11号給から1級16号給まで
1級17号給から1級19号給まで

を

1級53号給から1級73号給まで
1級77号給から1級81号給まで
1級37号給から1級57号給まで
1級61号給から1級69号給まで

に改め、同備考第四項を削り、同備考第

五項中「1級6号給から1級9号給まで」を「1級17号給から1級29号給まで」に改め、同項を同備考第四項とし、「同備考第六項中「5年までの年数」を「5年を超える経験年数」と、「2年までの年数」を「2年を超える経験年数」と改め、同項を同備考第五項とし、「同備考第七項を削り、同備考第八項を同備考第六項とする。

別表第五を次のように改める。

別表第五(第7条関係)

現業職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25

51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	30
60	24	48	32	30
61	25	49	33	31
62	26	49	34	31
63	27	50	35	32
64	28	50	36	32
65	29	51	37	33
66	30	51	38	33
67	31	52	39	33
68	32	52	40	34
69	33	53	41	34
70	34	53	42	34
71	35	54	43	35
72	36	54	44	35
73	37	55	45	35
74	38	55	46	36
75	39	56	47	36
76	40	56	48	36
77	41	57	49	37
78	41	57	50	37
79	42	58	51	37
80	42	58	52	37
81	43	59	53	38
82	43	59	54	38
83	44	60	55	38
84	44	60	56	38
85	45	61	57	39
86	45	61	58	39
87	46	61	59	39
88	46	62	60	39
89	47	62	61	40
90	47	62	61	40
91	48	63	62	40
92	48	63	62	40
93	49	63	63	41
94	49	64	63	41
95	50	64	64	41
96	50	64	64	42
97	51	65	65	42
98	51	65	65	42
99	52	65	66	43
100	52	65	66	43
101	53	66	67	43
102	53	66	67	
103	53	66	68	
104	54	66	68	
105	54	67	69	

106	54	67	70	
107	55	67	71	
108	55	67	72	
109	55	68	73	
110	56	68	73	
111	56	68	74	
112	56	68	74	
113	57	69	75	
114	57	69	75	
115	58	69	76	
116	58	69	76	
117	59	70	77	
118	59	70	78	
119	60	70	79	
120	60	70	80	
121	61	71	81	
122		71	82	
123		71	83	
124		71	84	
125		72	85	
126		72	85	
127		72	86	
128		72	86	
129		73	87	
130		73	87	
131		73	88	
132		74	88	
133		74	89	
134		74		
135		75		
136		75		
137		75		

別表第七中「。ただし、2号給 5,409円、3号給 5,575円、4号給 5,746円」を削り、「8,000円」を「8,400円」に、「8,600円」を「8,700円」に、「9,100円」を「9,600円」に改め、六級の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員は、切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日において給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、別に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（知事が別に定める職員にあつては、知事が定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第二に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額切替え等)

4 最高号給を超える給料月額切替え、切替日前の異動者の号給の調整、職員が受けていた号給等の基礎及び給料の切替えに伴う経過措置については、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号）に基づく一般職員の例によるものとする。

(給料の調整額に関する経過措置)

5 給料の調整額に関する経過措置については、給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年佐賀県人事委員会規則第七号）に基づく一般職員の例によるものとする。

（佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

6 佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成十二年佐賀県規則第百十六号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則別表第一（附則第2項関係）

職務の級の切替表

旧 級	新 級
3 級	3 級
4 級	
5 級	4 級
6 級	5 級

附則別表第二(附則第3項関係)

号 給 の 切 替 表

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25

12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69

24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第五十八号

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県手数料条例施行規則(平成十二年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。
別表第五号から第九号までを次のように改める。

<p>五 土質試験手数料</p>	<p>イ 物理試験</p> <p>(1) 土粒子の密度試験 (2) 土の含水比試験 (3) 土の粒度試験 (ア) ふるい分け試験 (イ) 沈降試験 (4) 土の液性限界試験 (5) 土の塑性限界試験</p> <p>ロ 力学試験</p> <p>(1) 突固めによる土の締固め試験 (2) 舗装の設計CBR試験 (3) 路床土又は路盤材の修正CBR試験 (4) 変水位による土の透水試験 (5) 土の一軸圧縮試験</p>	<p>六千七百円 二千六百円 六千二百四十円 一万三千九十円 六千八百五十円 四千五百三十円 二万二千三百十円 三万五千七百二十円 六万五千百十円 二万二百八十円 一万五百円</p>
<p>六 骨材試験手数料</p>	<p>イ 細骨材試験</p> <p>(1) 細骨材の密度及び吸水率試験 (2) 細骨材のふるい分け試験 (3) 細骨材の単位容積質量試験及び実績率試験 (4) 硫酸ナトリウムによる細骨材の安定性試験 (5) 細骨材の有機不純物試験 (6) 細骨材の微粒分量試験</p>	<p>六千九百二十円 四千二百四十円 三千八百十円 八千六百元 三千三百五十円 四千四百二十円</p>
<p>七 コンクリート試験手数料</p>	<p>(7) 細骨材の海砂中の塩化物イオン含有率試験 (8) 細骨材の中に含まれる粘土塊量試験 (9) 細骨材の比重一・九五の液体に浮く粒子の試験</p> <p>ロ 粗骨材試験</p> <p>(1) 粗骨材の密度及び吸水率試験 (2) 粗骨材のふるい分け試験 (3) 粗骨材の単位容積質量試験及び実績率試験 (4) 硫酸ナトリウムによる粗骨材の安定性試験 (5) 粗骨材の微粒分量試験 (6) ロサンゼルス試験機による粗骨材のすり減り試験 (7) ひつかり硬さによる粗骨材中の軟石量試験 (8) 粗骨材の中に含まれる粘土塊量試験 (9) 粗骨材の比重一・九五の液体に浮く粒子の試験</p>	<p>三千五十円 三千六百九十円 五千六百八十円 六千七十円 四千九百九十円 三千七百七十円 八千六百元 四千二百二十円 六千二百八十円 四千七百七十円 三千六百九十円 五千七百七十円</p>
<p>八 石材試験手数料</p>	<p>イ 石材の比重及び吸水率試験 ロ 石材の圧縮強度試験</p>	<p>五千百八十円 三千六百六十円</p>
<p>九 アスファルト試験手数料</p>	<p>イ アスファルト試験 ロ マーシャル安定度試験</p>	<p>四千百三十円 六千二百十円</p>

(2) 混合物抽出試験	一万八百七十円
(3) 切取供試体の密度測定	千八百六十円
(4) ホイールトラッキング試験	八万六千九百四十円
ハ 再生混合物試験	
アスファルト回収試験	三万六千九百円
二 混合物配合試験	
アスファルトコンクリート調査試験	二万三千三十円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十九号

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県産業廃棄物税条例施行規則(平成十七年佐賀県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

様式第十一号その一の注の2、様式第十一号その二の注の2、様式第十四号その一の注の2及び様式第十四号その二の注の2中「端数があればその卅卅記載してください」を「端数があるときは、小数点以下第3位まで算出し、第4位以下は切り捨ててください」に改める。

様式第二十一号中

システム	納	納	番	税 目	枝 番
010	0			53	
実 績	申告区分	申 告 日	課 税 年 度	事 務 所	
		年 月 日	年 度		
00					

を

システム	納	納	番	税 目	枝 番
実 績	申告区分	申 告 日	課 税 年 度	事 務 所	
		年 月 日	年 度		

に

改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第六十号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第八十九号から第九十三号まで」を「第八十九号から第九十一号まで及び第九十三号」に改める。

別表の第六号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同表の第九号を次のように改める。

九 削除

別表の第十一号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表の第十二号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同表の第十三号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同表の第十三号の三中「佐賀県と畜場法施行条例」を「佐賀県と畜場法施行条例」に改め、同表の第二十二号中「第十七条の三第二項」を「第十七条の九第二項」に改め、同表の第二十四号を次のように改める。

— 二十四 — 削除

別表の第二十五号中「第十九条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の第二十二号の改正規定は平成十八年四月一日から、別表の第二十五号の改正規定は同年五月一日から、別表の第九号の改正規定は同年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(平成十八年佐賀県条例第十一号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例による改正前の佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)別表第一第九十二号に規定する事務に係る手数料の納付については、この規則による改正前の佐賀県証紙条例施行規則第五条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第六十一号

電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部を改正する規則

電子計算組織による給与支給事務等処理規則(昭和四十八年佐賀県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第四条第二項中「令達」を「再配当」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第六十二号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「並びに第二十二条第一項及び第三項」を「第二十二条第一項及び第二十三条第一項」に改め、「議会議務局総務課副課長」の下に「総務事務効率化センター長」を加える。

第三条の二第二項を次のように改める。

2 本庁等の各課の副課長は、次に掲げる事務のうち課長が定める事務に関するもの限り、その責任において常時決裁することができる。

一 別表第一の二に定める金額の範囲内の支出負担行為並びにこれに伴う支出命令及び精算命令

二 別表第一の二に定める金額の範囲内の物品の取得及び処分並びにこれらに伴う出納通知

三 百万円未満の諸収入金の徴収（債務の免除及び当該債務に係る債権の不納欠損処分を除く。）及びこれに伴う収入命令

四 百万円未満の有価証券及び歳入歳出外現金の出納通知

第二十六条中「本部長」を「本庁等の各課の長又ははかいの長」に、「作成した」を「作成された」に、「基づき」を「当該所属以外の本庁等の各課又はかゝりに係る収入があるときは」に、「各課の長及び」を「各課の長又は」に改める。

第三十二条、第三十三条、第三十五条及び第三十六条中「各課の長」の下に「及びはかいの長」を加える。

第五十条第十項中「前四項」を「第五項から前項まで」に改める。

第七十条第一項第十六号中「借上げ」の下に「、役務の提供」を加える。

第七十七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第七十九条中「職員のために研修又は講習を実施する者に対し支払う経費」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 研修、講習、試験及び登録等の経費

二 有線テレビジョン放送の受信料

第三百三十三条の表の一歳入歳出外現金の四その他の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。


二 放置違反金の仮納付金

別表第三の12役務費の項中「酪農人」の次に「及び試験研究等のために飼育している動物」を加える。

様式第十二号（日本郵政公社用）、様式第十三号（日本郵政公社用）及び様式第十四号（日本郵政公社用）の次に次の三様式を加える。

様式第14号(放置違反金)(表)

佐賀県 **納入預収済通知書**
(佐賀県出納局、CVS本部用)

公 

収納機番 号	納付 番号		機番 番号	納付 区分
金額(円) <input style="width: 100%;" type="text"/>				

32


延滞金(円)	合計(円)			
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

領収日付印
(証明納入)

(証明納入)

上記の金額を領収したのをご通知します。 佐賀県出納局長 様

様式第13号(放置違反金)(表) 様式第12号(放置違反金)(表)


佐賀県 **納入書** **公**
(金融機関、CVS店舗用) 

住所 氏名	年度	機番 番号	納入 期限	金額(円)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
合計(円) <input style="width: 100%;" type="text"/>				

領収日付印
(証明納入)

(証明納入)

上記の金額を納入します。

佐賀県 **佐賀県 放置違反金納入通知書兼領収証書**
(納入義務者用) **公** 

住所 氏名	年度	納入 期限	納入 番号	金額(円)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
合計(円) <input style="width: 100%;" type="text"/>				

領収日付印
(収入印紙不要)

(収入印紙不要)

(収支等命令者)
佐賀県警察本部会計課長

納入場所、および延滞金の計算方法を裏面を参照してください。

※この納入通知書は、2枚一組です。のて、切り離さないでください。

様式第14号(放置違反金)(裏)

様式第13号(放置違反金)(裏)

様式第12号(放置違反金)(裏)

(延滞金の計算方法)

(延滞金の計算方法)

(延滞金の計算方法)

(納入場所)

- 佐賀銀行 本店、支店
- 佐賀県信用農業協同組合連合会
- 収納代理金融機関

【延滞金等】

- 公安委員会の放置違反金納付命令に基づき放置違反金を納付しなかった場合は、「佐賀県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則(平成18年佐賀県公安委員会規則第3号)」により延滞金が付されることがあります。
- 放置違反金を納付しなかった方は督促及び滞納処分を受けることがあります。

【注意】

- この用紙は、直接機械に読み込ませますので、汚したり折ったりしないでください。
- 金額が訂正されたもの及び納付期限が経過したものは、お取り扱いできません。

〈電子納付(Pay-easy)がご利用できません〉

- この納入通知書はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネット/バンクキング等を利用して納入することができません。ただし、一部にPay-easy(ペイジー)による納入ができない場合があります。
- Pay-easy(ペイジー)で納入された場合は、領収証書が発行されません。領収証書が必要な場合は、上記納入場所の窓口で納入してください。
- Pay-easy(ペイジー)がご利用いただけるかどうかは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

様式第三十九号中「収支等命令者」を「^④」や「収支等命令者」に改める。

様式第六十五号を次のように改める。

様式第65号

(表) 職員別給与簿

支出科目	款	項	目	所属名	職名	氏名			生年月日	除額	控	計	住所	〒	現金支給額	受領		備考
						姓	名	名								月日	印	
				変更所属名		男	住	〒					更			1		
						女	所						住			2		
							更						所			3		
							所						更			4		
							更						所			5		
							所						更			6		
							更						所			7		
							所						更			8		
							更						所			9		
							所						更			10		
							更						所			11		
							所						更			12		
							更						所			13		
							所						更			14		
							更						所			15		
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所						更					
							更						所					
							所											

(裏)

扶養控除等申告関係	扶養親族				適用税額表		障害者等(○でかこむ)				前年から繰り越した過不足税額		
	申告有無	異動月日	配偶者	扶養者数	計	当初表	障害者等				年未調整による税額	過納額	不足額
							1 障害者	2 老年者	3 寡婦	4 勤労学生			
年	年間給与額と税額の各合計				金額	税額	区分	税額					
未	給与所得控除後の給与の金額						本年最後の給与から徴収する税額	差引精算の税額				翌年に繰越して徴収する税額	
	社会保険料の控除額							差引精算の税額					
	生命保険料の控除額							本人の請求により還付する税額					
	損害保険料の控除額							翌年において充当する税額					
	配偶者控除額、扶養控除額及び基礎控除額の合計												
調	差引控除後の給与額及び年税額						差引精算の過納額						
整	差引過不足額												

今年の前職分	勤務先名	給与支給総額	徴収済所得税額	社会保険料の金額	備考
	合計②				
今年の合計 (①+②)					
		給与支給総額	徴収済所得税額	社会保険料の金額	備考

様式第百六号（農業高校用）中「~~様式第百六号~~」を「~~左記~~」及び農
業

様式第百二十九号を次のように改める。

督促状

住所氏名	〒			様
未納金額	年度	番号	納入期限 指定期限	

住所氏名	〒			様
未納金額	年度	番号	納入期限 指定期限	
内容				

上記未納金額を至急納入してください。

〒

佐賀県

印

(裏面を御覧ください)

(裏)

(注 意)

1 未納金額を納入される場合は、先に納付してあります納入通知書又は返納通知書により、表記の指定期限までに下記の場所で納入してください。

納入場所	佐賀銀行 本店・支店 佐賀県信用農業協同組合連合会 収納代理金融機関
------	--

2 延滞金は下記の計算方法により計算して得た額を合わせて納入してください。

(延滞金の計算方法)

3 この督促状がお手元に届くまでに、既に納入されている場合は、行き違いになっていると思われるので、あらかじめご了承ください。

注 この様式は、収入等の内容に応じ、適宜変更して使用すること。

様式第四百一十一号（所属用）を次のように改める。

様式第四百二十二条（所属用）を次のように改める。

様式第百四十八号中

「収入田標通知額」を「収入田標受額」に改める。

様式第百四十九号中

「再配当受額

又は「再配当受額」を「再配当額」に改める。

令達受額」

様式第百六十号、百六十一号及び百六十二号中

「出納長(委任出納員)

様

」を

「出納長(委任出納員) 様

【口座振替先】

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
口座名義人(カナ)	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、様式第十二号(日本郵政公社用)、様式第十三号(日本郵政公社用)及び様式第十四号(日本郵政公社用)の次に三様式を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐賀県財務規則の規定は、平成十八年度以降の予算(同年度に繰り越された平成十七年度以前の予算を含む。)に係る財務に関する事務の処理について適用し、平成十七年度以前の予算(平成十六年度に繰り越された平成十五年度以前の予算を除く。)に係る財務に関する事務

の処理については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正前の佐賀県財務規則に規定する様式(様式第二百二十九号、様式第百四十一号、様式第百四十二号及び様式第百四十九号を除く。)による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

